

群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門産学連携・知的財産活用
センター利用要項

制定 平成19年12月1日

改正 平成24年4月1日

平成28年4月1日

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門産学連携・知的財産活用センター内規第7条の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門産学連携・知的財産活用センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2 センターは、次の各号に掲げる業務のために利用することができる。

- (1) 国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程に基づく共同研究（以下「共同研究」という。）
- (2) 国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程に基づく受託研究（以下「受託研究」という。）
- (3) 民間機関等の技術者に対する技術教育
- (4) センターが行う教育及び研究
- (5) 地域社会における学術研究の交流
- (6) その他センター長が特に認めた業務

(利用の資格)

第3 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 民間等共同研究員
- (4) センターが主催する事業の参加者
- (5) その他センター長が特に認めた者

(利用の申請)

第4 センターの施設又は設備を利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

(利用の承認)

第5 センター長は、第4により提出のあった利用申請書について承認の可否の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

2 センターを利用して共同研究又は受託研究を行おうとする者は、共同研究又は受託研究の申込み前に、前項の承認を受けるものとする。

(変更の届出)

第6 利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用の報告)

第7 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 利用者は、センターを利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、センターを利用した旨を明記し、その論文等の写しを速やかにセンター長に提出しなければならない。

(機器の搬入等)

第8 利用者は、センター長の承認を得て、教育及び研究に必要な機器類等を搬入することができる。

2 利用者は、利用終了時に搬入した機器類等を速やかに搬出しなければならない。

(要項の遵守等)

第9 利用者は、この要項、学内諸規程及び別に定める利用上の注意事項を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項の規定に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第10 センター長は、利用者が故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備を損傷した場合は、その賠償を求めることができる。

(秘密の保持)

第11 利用者は、センターで知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(要項の改廃)

第12 この要項の改廃は、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が行う。

附 則

この要項は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。